

○ 稲川土地改良区規約

〔昭和47年7月26日
制 定〕

改正	昭和50年3月28日	昭和55年12月10日
	昭和58年12月10日	昭和62年9月22日
	昭和63年7月20日	平成9年2月19日
	平成11年9月17日	平成12年4月17日
	平成14年3月7日	平成22年3月26日
	平成23年9月2日	平成24年3月14日
	平成27年3月11日	平成28年3月17日

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この土地改良区の管理運営に関しては、法令、法令に基づく行政庁の処分及び定款に別段の定めがあるもののほかは、この規程による。

第2章 会議

第1節 総代会

（開議、散会）

第2条 会議はあらかじめ通知した時刻に始め、通知した時刻に終る。ただし、総代会において特に議決したとき又は議長が必要と認めたときは、時間を伸縮することができる。

（出席）

第3条 総代は、総代会に出席したときは、総代会の招集者にその旨を届け出るものとする。

（開会及び議長の選任）

第4条 総代会の招集者は、出席人員が定数に達したときは、これを報告して開会を宣し、議長の選任を総代会にはかるものとする。

（議事録記名人の選任）

第5条 議長は、議事の開始にあたり、総代会の承認を得て、議事録記名人2人を

指名するものとする。

（議長の職務）

第6条 議長は、議事の進行をはかるほか、議場の整理に必要な措置をとることができる。ただし、総代の発言を不当に制限してはならない。

（議場の整理）

第7条 総代は、会議中みだりに議場を退くことができない。ただし、止むを得ない事由があるときは、議長の許可を受けて退くことができる。

2 総代の席次は、総選挙毎にくじにより定めた席につかなければならない。補充総代は、前任者の席につくものとする。

3 議事中、議長は職名、総代は席次番号を用い氏名をとらえない。

（議事）

第8条 議案は、議長が先ず議題を宣告し、提案者の説明、これに対する質疑、討論及び採決の順により確定する。

2 議長は、必要があるときは、議案の説明及び朗読を職員、その他の者に行わせることができる。

（発言の許可等）

第9条 発言しようとする者は、議長と呼び、自分の席次番号を告げ、議長の承認を得なければならない。

2 発言は起立して行い議題以外のことにわたってはならない。

3 2人以上の発言を求めたときは、議長は、先順位と認める者から発言を許可する。

（質疑）

第10条 質疑は、同一総代が同一議題について3回をこえることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

2 総代は、質疑にあたっては、自己の意見を述べることができない。

（討論）

第11条 議長は、前条の質疑が終ったときは、討論に付する。討論は、議題以外のことにわたってはならない。

2 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。

3 討論が終らないときであっても、議長において論旨が付きたと認めるときは、

討論終結を宣告することができる。

（動議）

第12条 総代は、議事の進行を妨げない限り、他の総代の5人以上の賛成を得て、議長に動議を提出することができる。

2 前項の動議が提出されたときは、当該動議が定款第13条の規定により議決できる事項に限り、これを議案として付議すべきかどうかを総代会にはかるものとする。

3 第1項の動議が議案の修正の動議である場合には、先ず修正動議について採決する。ただし、修正動議が2以上あるときは、その趣旨が原案と、最も異なるものから順次採決する。

4 動議を提出した者がこれを撤回しようとするときは、その動議の提出に賛成した者の同意を得なければならない。

（採決の方法）

第13条 議長が採決しようとするときは、これを会議に宣告しなければならない。宣告があった後は、議題について発言を求めることができない。

2 採決の方法は、挙手、起立又は投票のいずれかのうち議長が適宜これを定める。ただし、議長において満場異議がないと認めるときは、前の方法によらないで、満場一致として採決することができる。

3 議長は可否の数を書記に点検させ、その結果を宣告する。

4 表決には条件を付することができない。

5 総代は、自己の表決の訂正を求めることができない。

（委員会付託）

第14条 総代会で必要があると認めるときは、総代会の期間内において委員会を設置し、これに付託して議案その他を審議させることができる。

2 委員会の委員は、総代会において出席した総代のうちから選任する。

3 委員会は、その付議案件について提案者の意見を聴くことができる。

4 委員会に付議した議案は、委員会の審査の結果の報告をきいて採決しなければならない。

5 委員会の運営、その他必要な事項は、総代会で定める。

（議案、動議の再提出禁止）

第15条 否決された議案または撤回され、若しくは議案として付議されなかった動議は、再び同一の総代会に提出することができない。

（禁止行為）

第16条 会議中は、私語その他議事を妨げる行為をしてはならない。

- 2 会議中総代が議場の秩序をみだすとき、議長は、これを警告し、制止し、又は発言を取消させる。命に従わないときは、議長は、当日の会議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

（費用弁償）

第17条 総代には総代会で定める規程により、費用弁償を支給することができる。

第2節 その他の会議

（換地計画を定める会議）

第18条 土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第52条第5項の会議並びに法第53条の4第2項及び法第99条第2項において準用する法第52条第5項の会議には、第2条から第16条までの規定を準用する。

第3章 役員

第1節 総則

（役員会議）

第19条 役員会議は、理事会及び監事会とする。

（役員報酬）

第20条 役員に対する報酬、その他の給与は、総代会で定める。

第2節 理事

（理事会）

第21条 理事会は、少なくとも隔月1回開催するほか、理事長が必要と認めた場合、又は理事総数の3分の1以上の請求があった場合に開催する。

- 2 理事会の招集は、理事長が行う。
- 3 理事長は、理事会を招集しようとするときは、その会日から5日前までに日時、場所及び議案を各理事に通知しなければならない。ただし、緊急止むを得ないときはこの限りでない。
- 4 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

（理事会の付議事項）

第22条 理事会に付議すべき事項は、別に規定するもののほか、次のとおりとする。

- （1）定款、事業計画、規約、管理規程及び総代会の決議により理事会に委ねられた事項
- （2）総代会の招集、法第52条第5項並びに法第52条の4第2項及び法第99条第2項において準用する法第52条第5項の会議の招集並びにこれらに提出すべき議案に関する事項
- （3）その他土地改良区の運営管理上必要と認める事項

2 理事会は、軽易な事項については、理事長の専決に委ねることができる。

（理事会の議決方法等）

第23条 理事会の議事は、理事総数の過半数によって決する。

- 2 理事は、代理人によって議決に加わることはできない。
- 3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。
- 4 理事会は、必要に応じ職員その他の者を出席させて意見を徴することができる。

（理事会の議事録）

第24条 議長は、次に掲げる事項を記載した議事録を調整し、出席した理事2人とともにこれに記名押印しなければならない。

- （1）開会の日時及び場所
- （2）出席した理事及び欠席した理事の氏名
- （3）議事の要領
- （4）決議事項及び賛否の数
- （5）その他議長が必要と認めた事項

第3節 監事

（総括監事）

第25条 監事は、総括監事1人を互選するものとする。

- 2 総括監事は、監事会を招集し、その議長にあたる。
- 3 監事は、あらかじめその互選によって定められた順序に従い、総括監事に事故があるときはその職を行う。

（監事会）

第26条 監事会は、少なくとも毎事業年度2回開催するほか、総括監事が必要と

認めた場合又は他の監事の請求があった場合開催する。

（監事会の付議事項）

第27条 監事会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

- （1）監査計画に関する事項
- （2）監査細則の設定、変更及び廃止に関する事項
- （3）土地改良区と理事との契約又は争訟についての土地改良区の代表に関する事項
- （4）法第27条（法第52条第7項において準用する場合を含む。）の規定による会議の招集に関する事項
- （5）その他監事の職務執行上必要と認めた事項

（監事会の議決方法等）

第28条 監事会は、2人以上の監事の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 監事会の議事は、監事総数の過半数で決する。
- 3 監事会は必要に応じ、理事、職員その他の者を出席させて意見を徴し、又は事情を聴取することができる。
- 4 監事会には、第24条の規定を準用する。ただし、「理事2人」とあるのは「監事1人」と読み替えるものとする。

第4章 業務の執行

（補助機関）

第29条 この土地改良区に次の課及び委員会を置く。

- （1）庶務課
 - （2）会計課
 - （3）施設管理課
 - （4）内部統制委員会
 - （5）用排水調整委員会
 - （6）維持管理世話人委員会
- 2 前項の課及び委員会に関する規定は、総代会で定める。

（職員及び定数）

第30条 この土地改良区に次の職員を置く。

- （1）事務職員 5名以内

（事務局長、会計主任、個人情報保護管理者及び課長並びに管理主任者）

第31条 この土地改良区に事務局長、会計主任、個人情報保護管理者及び課長並びに管理主任者を置く。

- 2 事務局長、会計主任及び課長並びに管理主任者は、理事長がこれを命ずる。
- 3 事務局長は、この土地改良区の事務を掌理し、かつ、職員の担任する事務を指導監督する。また、個人情報保護管理者を兼務する。
- 4 課長は各課及びその課に属する委員会の事務をつかさどり、課員を指揮監督する。また、会計主任は、この土地改良区の現金出納、保管その他会計事務をつかさどる。
- 5 個人情報保護管理者は、個人情報の保護に関する規程及び監査体制の整備その他個人情報の取扱いの監督を行う。
- 6 管理主任者は、ため池及び頭首工の管理規程の定めるところにより、ため池及び頭首工を管理する。

（事務所等）

第32条 この土地改良区は、総代会の決議により事業所、管理事務所、出張所又は見張所を設けることができる。

（勤務時間及び休日等）

第33条 この土地改良区の執務時間及び定例休日は次のとおりとする。

- 1 執務時間 午前8時30分より午後5時15分までとし、正午より1時間は休憩時間とする。
- 2 休日 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日のほか、12月29日から12月31日まで、1月2日から1月3日（年末年始）までの期間並びに夏期休暇3日間とする。

（業務執行に関する細則）

第34条 理事会が必要と認めるときは、この規約の範囲内で別に業務執行に関する細則を設けることができる。

第5章 会計

（会計年度及びその独立の原則）

第35条 この土地改良区の会計年度は、事業年度の期間とする。

- 2 各会計年度における支出は、その年度の収入を持ってこれに充てなければならない。

（会計区分）

第36条 この土地改良区の会計は、一般会計及び特別会計とする。

- 2 特別会計は、特定の収入をもって特定の支出に充て、一般の収入支出と区分して経理する必要がある場合において、総代会の決議によりこれを設置することができる。

（総計予算主義の原則）

第37条 一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを収支予算に編入しなければならない。

（予算の調整及び議決）

第38条 理事長は、毎会計年度、収支予算を調整し、年度開始前に総代会の議決を経なければならない。

（収支予算の区分）

第39条 収支予算は、収入にあつては、その性質に従って款に大別し、かつ、各款中においては、これを項及び目毎に区分し、支出にあつては、その目的に従ってこれを款項目に区分しなければならない。

（予備費）

第40条 予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、収支予算に予備費を計上しなければならない。ただし、特別会計にあつては、予備費を計上しないことができる。

- 2 予備費は、総代会の否決した費途に充てることができない。

（補正予算、暫定予算等）

第41条 理事長は、収支予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調整し、これを総代会に提出することができる。ただし、総代会を招集する暇がなく、かつ、当該会計年度の賦課金又は夫役現品に増減がない限り、監事会の承認を経て理事会がこれを専決処分することができる。この場合には、理事長は、次の総代会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。

- 2 理事長は、必要に応じて、一会計年度一定期間に係る暫定予算を調整し、これを総代会に提出することができる。
- 3 前項の暫定予算は、当該会計年度の予算が成立したときは、その効力を失うものとし、その暫定予算に基づく支出又は債務の負担があるときは、その支出又は債務の負担は、これを当該会計年度の予算に基づく支出又は債務の負担とみなす。

（支出の方法）

第42条 会計主任は、理事長の命令がなければ、支出することができない。

2 会計主任は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ支出することができない。

（決算及び財産目録等）

第43条 理事長は、毎会計年度決算及び財産目録を監事の監査に付し、その意見を付けて次の通常予算を議する会議までに総代会の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により決算及び財産目録につき総代会の承認を受けるに当たっては、理事長は、当該決算に係る会計年度中の事業報告書を提出しなければならない。

（剰余金の処分）

第44条 各会計年度において、決算上剰余金を生じたときは、翌年度の収入に編入しなければならない。

（契約の方法）

第45条 売買、貸借、請負その他の契約は、競争入札の方法によらなければならない。ただし、理事会の議決により、随意契約によることができる。

（余裕金の運用）

第46条 土地改良区の余裕金の運用は、理事会の議決により次の方法によるものとする。

（1）金融機関への預貯金

（2）信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

（3）国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券又は貸付信託の受益証券の保有

（一時借入金）

第47条 理事長は、収支予算内の支出をするため、総代会で定めた最高額の範囲内で一時借入金を借り入れることができる。

2 前項の規定による一時借入金は、その会計年度の収入をもって償還しなければならない。

（出納の閉鎖）

第48条 この土地改良区の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。

（財務状況の公表）

第49条 理事長は、毎年1回以上収支予算の執行状況並びに財産、区債及び借入金
の現在高その他財務に関する事項を組合員に公表しなければならない。

（会計に関する細則）

第50条 会計に関する細則は、理事会で定め、監事会及び総代会の承認を受けな
ければならない。

第6章 事業の施行

（工事の施行方法等）

第51条 工事は、直営とする。ただし、理事会の議決により請負に付すことがで
きる。

2 この土地改良区は、理事、監事、若しくは総代、又は理事、監事、若しくは総
代が顧問、役員又は評議員の職を兼ねる会社その他の団体に工事を請負わせるこ
とができない。

（区画整理事業地域の土地の使用及び収益）

第52条 法第53条の5の規定による一時利用地の指定又は法第53条の6の
規定による使用及び収益の停止は、理事会が換地委員会の意見に基づいて定める。

（一時利用地の指定等に伴う補償等）

第53条 法第53条の8第1項及び第2項の規定による損失金及び利益金の額
は、理事会が評価委員会に諮問して定める。

（換地計画）

第54条 換地計画は、各区ごとにその工事完了前理事会が換地委員会の意見に基
づいて案を作り法第52条第5項の会議に提出する。

（清算金）

第55条 換地計画において定める徴収又は交付すべき清算金額は、従前の土地の
評定価額に換地の評定価額総額と従前の土地の評定価額総額との差額を従前の
土地の地積に比例して得た額を加えて得た額と換地の評定価額の差額とする。

（従前の土地の地積等）

第56条 換地交付基準とすべき従前の土地各筆の地積及び定款第25条第2項に規定する土地の地積は、現在の土地原簿に掲げられた土地の実測地積によるものとする。

2 従前の土地各筆の評定価額及び換地として定めるべき土地の評価額は、理事会が評価委員会の意見に基づいて案を作り、当該換地計画に係る法第52条第5項に規定する会議の議決を経なければならない。

第7章 補則

（組合員でない者の権利の放棄に伴う損失補償金）

第57条 この土地改良区は、土地改良事業の開始手続後に設定された権利について法第61条第3項の規定による損失の補償を行った場合には、当該土地（地役権者の場合にあつては当該承役地）に関して組合員である者に対して当該補償額の金額を求償することができる。

（投票区）

第58条 総代選挙の投票区は、定款第8条の選挙区による。

（補償）

第59条 法第118条第5項、第119条、第120条及び第122条第1項の規定による補償金の額は、被害者により損害見積額を提出させ、これに基づいて理事会が評価委員会に諮問にして定める。

（施設破損等の報告）

第60条 組合員は、工作物その他の施設について破損その他修繕を要する箇所があることを発見したときは、すみやかに土地改良区に報告しなければならない。

（農地転用に伴う処理）

第61条 この土地改良区の地区内農地等が転用される場合において、農地法施行規則第22条第6号又は第48条第2項第3号の規定による意見は、転用団地の面積が30アール未満にあつては理事長、30アール以上1ヘクタール未満にあつては理事会、1ヘクタール以上にあつては総代会で決定するものとする。

2 前項に定めるほか、この土地改良区の地区内農地の転用等に伴う地区除外及び権利義務の決済等に関する規程は、理事会で定め、総代会の承認を受けなければならない。

3 前項の規定に基づいて行う地区内農地の転用承認申請者より、その調査費として手数料を徴収することができる。

4 前項の規定による手数料の額は理事会で定める。

附 則

この規約は、昭和47年7月26日から施行し、昭和47年6月1日から適用する。

附 則（昭和50年3月28日）

この規約は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年12月10日）

この規約は、昭和55年12月10日から施行する。

附 則（昭和58年12月10日）

この規約は、昭和59年4月1日から施行する。

ただし、この規約改正中第30条については、昭和60年3月31日までは改正前の定義でいく。

附 則（昭和62年9月22日）

この規約は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則（昭和63年7月20日）

この規約は、昭和63年7月20日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則（平成9年2月19日）

この規約は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年9月17日）

この規約は、平成11年9月17日から施行する。

附 則（平成12年4月17日）

この規約は、平成12年4月17日から施行し、平成12年4月3日から適用する。

附 則（平成14年3月7日）

この規約は、平成14年3月7日から施行する。

附 則（平成22年3月26日）

この規約は、平成22年3月26日から施行する。

附 則（平成23年9月2日）

この規約は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成24年3月14日）

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月11日）

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月17日）

この規約は、平成28年4月1日から施行する。